

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付の変更決定の処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日からA県B市所在のC労災防止組合を通じて労働者災害補償保険に特別加入し、バイクを使用した貨物運送業を営んでいた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午前11時10分頃、荷物を配送するためバイクで走行中、D内の路上において車線変更してきたタクシーに接触し（以下「本件交通事故」という。）、「左膝部・左下腿部打撲、腰部捻挫」の診断を受けたとして、監督署長に対し、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、これらを支給する旨の処分を行った。

その後、監督署長は、E警察署から得た情報により、請求人による故意の不正受給の疑いが強まったため、請求人を詐欺罪により刑事告発した。

請求人は本件交通事故等についての詐欺罪で起訴され、F地方裁判所で懲役3年の判決言い渡しを受けた。請求人は、F高等裁判所に控訴したが、同裁判所は平成〇年〇月〇日、請求人の申立てを棄却した。

監督署長は、平成〇年〇月〇日、請求人が上告せず、有罪判決が確定したため、請求人に対し、既に支給した療養補償給付及び休業補償給付を取り消す旨の変更決定処分（以下「本件処分」という。）をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、療養補償給付及び休業補償給付に係る支給決定を取り消した監督署長の処分が妥当であるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の本件交通事故に係る療養補償給付及び休業補償給付については、不正受給が疑われたため、監督署長が刑事告発したところ、F地方裁判所は、「事故を故意に作出して不慮の事故により受傷したように装い、保険金をだまし取った」などとして、詐欺罪として懲役3年の有罪判決を下している。

(2) 請求人は控訴したが、F高等裁判所は控訴を棄却し、請求人が上告しなかったため、平成〇年〇月〇日、詐欺罪の有罪判決は確定している。

(3) ところで、監督署長は労災保険法は、第12条の2の2において「労働者が、故意に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となった事故を生じさせたときは、政府は、保険給付を行わない。」と定めており、本件においては、請求人が被害を受けたと主張する交通事故について、詐欺罪として刑事告発され、すでに有罪が確定している。したがって同条項に則り、不正受給に該当するとして、療養補償給付及び休業補償給付を支払わないとする監督署長の本件処分は、労災保険法に基づく適正な処理であり、当審査会としても妥当なものと判断する。

(4) なお、請求人は、刑事判決の事実認定が誤りで、労災保険給付を受け取った

のは正当である旨、縷々主張しているが、請求人は上告をせず、詐欺罪の有罪判決は確定しているものであり、これらの主張を採用することはできない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付の支給を取り消す旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。